

情報ひろば



福祉

障害者医療費助成制度の変更

障害のある人が、健康保険で医療を受けた場合、4月1日から、自己負担額を助成します。
対象者 70歳未満で所得税が非課税の障害者手帳所持者
助成内容

知的障害のある人	療育手帳に「特別医療費非該当」と記載されている人	身体障害のある人		助成額
		療育手帳に「特別医療費非該当」と記載されている人	身体障害者手帳の等級	
全額	全額	5・6級	3・4級	1/2 全額
2級	2級	3級	3級	1/2 全額

※健康保険適用外の医療は対象になりません。

申請方法 市役所駅南庁舎生活福祉課または各総合支所福祉保健課に次のものを持参して申請
 ▼障害者手帳 ▼健康保険証
 ▼医療を受けた領収書（医療を

受けた人の氏名、保険点数、医療機関名が明記されているもの。レシートは不可）▼印鑑
 ▼預金通帳（郵便局不可）
 ※助成の対象にならない人で、旧町村地域の医療費助成を受けていた人は、これまでの制度が利用できません。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎生活福祉課 ☎(0857)2013471 / 各総合支所福祉保健課（上記参照）

高齢者・障害者用居室の増改築資金の貸し付け

対象者 次のいずれかに該当する人
 ▼60歳以上の高齢者と同居している60歳未満の人
 ▼身体障害者手帳1～4級・療育手帳Aを所持している人またはその人と同居している人
対象工事 高齢者・障害者の専用居室、浴室、台所、便所、廊下の増改築

貸付金額 50万～250万円
貸付利率 年利〃0.5%（変動する場合があります）
償還期間 10年以内（貸付額に応じて変わります）
問い合わせ先 高齢者〃市役所

駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857)2013453 / 障害者〃市役所駅南庁舎生活福祉課 ☎(0857)2013471

福祉用具購入費と住宅改修費「受領委任払い」の開始

利用者が費用の全額を負担した後で、市に給付または助成を請求する「償還払い」に加え、最初から自己負担分だけを払う「受領委任払い」ができるようになります。

対象事業 ①介護保険福祉用具購入費支給 ②介護保険住宅改修費支給 ③高齢者居住環境整備事業費助成

※③の助成対象者は、4月1日から「本人およびその配偶者は市県民税非課税者」という条件も必要になります。

条件 事業者が、市と受領委任の合意を行っていること
申込方法 購入または改修工事を行う前に市役所駅南庁舎高齢社会課へ届出書を提出

※必ず担当の介護支援専門員に相談してください。

事業者対象説明会
 とき 4月13日（水）午後1時30分

ところ 市役所駅南庁舎 地下第5会議室

問い合わせ先 市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857)2013452

特別医療費助成（小児）の対象範囲の拡大

4月1日から、特別医療費（通院のみ）の助成対象範囲が、5歳未満児（満5歳になる誕生日の末日まで）まで拡大します。

ただし、平成12年4月1日～平成13年3月31日生まれについては、保険証を持参のうえ、申請してください。

申請・問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)2013482 / 各総合支所福祉保健課（上記参照）

家族介護者のつどい「スマイル・スマイル」

対象 家族介護者または介護に関心のある人

とき 4月17日（日）午後1時30分～3時30分
 ところ さざんか会館5階

大会議室（富安二丁目）
内容 講演会 家族を介護する方へのメッセージ「家が隠して

各総合支所

国府 ☎(0857)39-0555 / 福部 ☎(0857)75-2811
 河原 ☎(0858)76-3111 / 用瀬 ☎(0858)87-2111
 佐治 ☎(0858)88-0211 / 気高 ☎(0857)82-0011
 鹿野 ☎(0857)84-2011 / 青谷 ☎(0857)85-0011